

業 務 の 名 称	令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事に係る設計業務
業 務 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計対象事業 常用洪水吐放流設備 主ゲート製作・据付 4門 常用洪水吐放流設備 予備ゲート製作・据付 4門 放流管 製作・据付 4条 付属設備 製作・据付 1式</li> <li>・設計業務内容 設計業務計画、現地調査、設計内容の確認、設計の実施 全体工事費の算出、業務工程の管理、報告書作成</li> </ul>
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官中部地方整備局長 堀田 治 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
契 約 年 月 日	令和3年10月7日
契 約 業 者 名	令和3年度新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事 I H I ・日立特定建設工事共同企業体
契約業者の住所	名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号（代表者）
契 約 金 額	20,570,000円（税込み）
予 定 価 格	20,625,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	<p>業務は、令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事に係る設計業務である。</p> <p>令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事I H I ・日立特定建設工事共同企業体は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、本業務を遂行するために必要な技術力を備えていると判断される。</p> <p>特定にあたっては、本業務を遂行するために必要な「本設計業務に関する提案（理解度）」、「主たる事業課題に対する提案」において総合的に優れた提案が行われていたものである。</p> <p>以上のことから、本業務を遂行するためには、令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事I H I ・日立特定建設工事共同企業体が唯一の契約相手と判断したものである。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号により、令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事I H I ・日立特定建設工事共同企業体と随意契約を締結するものである。</p>
業 務 場 所	岐阜県加茂郡八百津町八百津3351
業 務 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間（自）	令和3年10月8日
履行期間（至）	令和4年1月14日
備 考	